

学校法人 エリザベト音楽大学 一般事業主行動計画

【女性活躍推進法・次世代育成支援法 一体型】

女性が活躍できる雇用環境の整備、また、男女ともにより一層働きやすく、家庭と仕事の両立を支援する職場環境をすることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2021（令和3）年12月1日から2026（令和8）年11月30日

2 内容

【目標1】 育児休業および介護休業に関する制度の周知を図り、制度の情報提供や制度を利用する環境の充実を図る。 【女性活躍・次世代】

〈対策〉

2021（令和3）年12月～

改正後の制度に関するパンフレットの作成および全職員へ周知する。

【目標2】 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境をつくるため、妊娠・出産・育児休業・職場復帰等に関する相談体制を整える。 【女性活躍・次世代】

〈対策〉

2021（令和3）年12月～

相談窓口（事務局総務が担当）を設け、職員への相談に対応する。

【目標3】 職員のワークライフバランス向上のため、年6日以上有給休暇の確実な取得を目指す。 【女性活躍・次世代】

〈対策〉

2021（令和3）年12月～

・職員（管理職および管理職以外）の有給休暇取得状況を把握する。

2022（令和4）年1月～

・取得の少ない職員に対し年次有給休暇の取得をさせる。

毎年度、同時期に状況把握を行い、確実な取得を目指す。